

吉野川の第5種共同漁業権取消処分について

吉野川に設定されている第5種共同漁業権について、県から徳島県内水面漁場管理委員会へ「取消し」を諮問していたところ、「取消処分は妥当」と答申がありましたので、漁業法第169条第2項の規定に基づき、取消処分を行います。

1 取り消す漁業権の内容

- (1) 漁業の種類 第5種共同漁業（うなぎ漁業、こい漁業、あゆ漁業、あまご漁業）
- (2) 免許番号 内共第16号
- (3) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日（10年間）
- (4) 漁業権者 吉野川漁業協同組合連合会
吉野川西部漁業協同組合
三好河川漁業協同組合

2 取り消す理由

漁業権者が、漁業法第169条第1項の規定に基づき徳島県知事が発出した増殖命令（徳島県達第6001号）に従わず、増殖行為を行わなかったため。

<増殖命令の内容と履行状況>

	あゆ	うなぎ	あまご
命令の内容	56万尾	200kg	6万尾 2万尾
履行状況	26.7万尾	0kg	5.46万尾

経済委員会閉会后訂正

3 今後の対応（案）

令和8年1月に「吉野川水産振興連絡会（仮称）」を設立し、今後の吉野川における採捕秩序の維持、水産資源の維持・保全に必要な情報の共有や意見交換を実施。

(1) 参集範囲

県、流域市町、河川管理者等

(2) 協議内容

- ① 漁業調整規則及び内水面漁場管理委員会指示による採捕秩序の維持
- ② 水産資源保護監視員や県警との連携による監視体制の強化
- ③ アユ資源調査の実施方法 など